提出期間			あらかじめ提出するもの						事後2週間以内に提出するもの										
変更事項			名主		従たる営業所の 名称及び所在地			商	法人の役員			政令で定める 使用人		貸金業務 取扱主任者		業務	業務	他の	
届出書類			称及び所在地	新設	廃止	移転	その他連絡先等営業所の電話番号	号又は名称	就任	役名	退任	就任	退任	選任	退 任	の 種類	の方法	事業の種類	
		変更届出書	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	2面	1~8 登録の区分等	3				3	3	3	3	3								
登	3面	9 令3条に規定する使用人										3	3						
録	4面	10 営業所等の名称及び所在地	3	3	3	3	3	3						3	3				
申	5面	11 電話番号その他連絡先等	3	3	3	3	3												
請	6面	12 業務の種類														3			
書	7面 1,2	13 業務の方法															3		
	8面	14 他に行っている事業の種類																3	
		誓約書 (様式1号の3)							1			1		1					
		申請者、役員、使用人及び貸金業務取扱 主任者の氏名等(様式3号の2)							1			1		1					
		市区町村長の身分証明書 (外国人の場合は誓約書)							1			1		1					
		住民票の抄本							1			1		1					
	· 工	履歴書(様式2号1面)							1			1							
	添	規則第4条第2項に規定する書類の貼付欄 (様式2号2面)(免許証等写真)							1			1							
付		貸金業務取扱主任者登録完了通知の写し 1. 株主又は社員名簿						内突/	- 亦 亩 #	バあった	- 哇 / =			1					
書		2. 親会社の株主又は社員名簿						ri行(:変更があった時に 提出 										
	類	定款又は寄附行為																1	
		商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1					1	1	1								1	
		沿革(役員が法人の場合)							1										
		営業所等の写真、地図、見取り図 建物登記簿謄本又は建物賃貸借契約書等	(注2)	(注2)		(注2)													
		建物登記海暦本义は建物頁頁情契約書等 の写し	1	1		(注2) 1													
		遅延理由書	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	

(注2)家主より貸金業事務所として使用の承諾書が必要な場合あり

△⇒定められた期限内に提出できなかった場合に添付が必要

改姓⇒戸籍抄本と住民票を提出

なお、変更の内容が、県外に営業所等を設けるものである場合は、「登録換え」(法第7条)の手続をすることが必要になります。 「登録換え」が必要であるのに届出をしなかった場合は、行政処分(法第24条6の5・登録の取消し)の対象になります。